

公共工事における評価等に関して、建設キャリアアップシステムの活用が始まっています！

発注者からも、本システムの技能者の処遇改善等に向けた重要性が注目されてきたことの表れでしょう。

1 経営事項審査の審査基準の改正について

- 令和元年9月13日に開催された国土交通省の中央建設業審議会において、建設キャリアアップシステムを活用した技能者能力評価が、公共事業の入札に参加しようとする建設業者に対する経営に関する客観的事項についての審査を行う「経営事項審査」の審査基準に導入されることが決定されました。
- 建設キャリアアップシステムに蓄積される技能者の就業履歴等のデータを活用して、技能者の能力がレベル1～4の4段階にレベル判定されますが、技術力(Z)において、優れた技能を有する技能者を雇用する事業者が高く評価されることとなります(令和2年4月より施行予定)。
 - ⇒ レベル4と判定された技能者について、「登録基幹技能者」同等のレベルと評価し、3点の評点を付与。
 - ⇒ レベル3と判定された技能者について、「技能士1級」同等のレベルと評価し、2点の評点を付与。

また、その他の審査項目(社会性等)区分(W)において、継続的な教育意欲を促進させていく観点から、事業者による技術者及び技能者の技術又は技能の向上の取組の状況が新たに評価されます(本件改正は令和3年4月を予定)。

⇒ 技能者点(10点満点)については、基準日前3年間における能力評価基準でレベル2以上にアップした技能者の雇用状況(アップした技能者の割合)から評点が決定。

＜国土交通省HP＞ <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001310003.pdf>

2 山梨県はじめ地方公共団体の取組について

- 山梨県は、建設キャリアアップシステムの技能者能力評価に関する意義を踏まえ、全国に先駆け、工事発注において本システムの活用に取り組んでいる事業者を評価していくこととしました。

具体的には、令和元年10月1日以降に公告する、総合評価落札方式による土木一式工事(県土整備部で試行)を対象として、入札参加する事業者が本システムに登録済みで、かつその事業者が雇用する建設技能者が登録済みである場合に、評価点2を加点するとのことです。なお、建設技能者を雇用していない事業者については、事業者登録のみでも評価点2を加点するとのことです。

＜山梨県HP＞ <https://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/96812791066.html>
- 福岡県は、今年度から、建設工事の競争入札参加資格審査項目における働き方改革の推進に係る評価項目の中で、建設キャリアアップシステムへの事業者登録を選択項目の一つとして位置付けています。長野県ほかでも加点評価に向けた検討が始まっているとの報道があります。

